宗像市通級指導教室設置規程の一部を改正する訓令

宗像市通級指導教室設置規程（平成１５年宗像市教育委員会訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「児童」を「児童生徒」に改める。

第２条第２項中「宗像市自由ヶ丘（宗像市立自由ヶ丘小学校内）」を「次の各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）宗像市自由ヶ丘（宗像市立自由ヶ丘小学校内）

（２）宗像市久原（宗像市立中央中学校内）

第４条第２項中「35 以上 105 以下」を「10 以上 280 以下」に改める。

第６条中「小学校」を「宗像市立の小学校及び中学校」に、「児童」を「児童生徒」に、「保護者」を「当該児童生徒の保護者」に、「希望があり、児童の在籍する学校長が入室を適当であると認め、かつ、教育委員会が指導によりその障害」を「希望があった場合に当該指導によって障害」に改め、「効果があると」の次に「教育委員会が」を加える。

第７条第１項、第２項及び第１０条中「児童」を「児童生徒」に改める。

附　則

この訓令は、平成２０年４月１日から適用する。

宗像市通級指導教室設置規程新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第１条　この訓令は、通常の学級に在籍している児童生徒で、言語に障害のある児童生徒、学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒に対し、通級によりその障害に応じた特別の指導を行うことで、障害の改善又は克服を図るとともに、教育的改善を図ることを目的とする。 (設置及び位置) 第2条　略 2　通級教室の位置は、次の各号に定めるとおりとする。 （１）　宗像市自由ヶ丘(宗像市立自由ヶ丘小学校内) （２）　宗像市久原(宗像市立中央中学校内) (開室等) 第３条　略 （指導内容等） 第４条　略 (1)から(6)まで　略 2　通級教室における指導は、個別指導を原則とし、年間の指導時間は、原則として 10 以上 280 以下の単位時間とする。 (職員) 第５条　略 (入室資格) 第６条　通級教室の指導を受けることができる者は、宗像市立の小学校及び中学校の通常の学級に在籍している児童生徒で、当該児童生徒の保護者から入室の希望があった場合に当該指導によって障害の改善又は克服について効果があると教育委員会が認める児童生徒とする。 (入室) 第７条　通級教室への入室を希望する児童生徒の保護者は、学校長に入室を申し出なければならない。 2　入室の申出を受け付けた学校長は、当該児童生徒の入室を適当であると認めたときは、教育委員会へ入室を申し込むものとする。 ３　略 (退室) 第８条　略 (通室方法) 第９条　略 (授業の認定) 第 10 条　通級教室における指導時間は、指導を受けた児童生徒が在籍する学校の特別の教育課程に係る授業とみなす。	(目的) 第１条　この訓令は、通常の学級に在籍している児童で、言語に障害のある児童、学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童に対し、通級によりその障害に応じた特別の指導を行うことで、障害の改善又は克服を図るとともに、教育的改善を図ることを目的とする。 (設置及び位置) 第2条　略 2　通級教室の位置は、宗像市自由ヶ丘(宗像市立自由ヶ丘小学校内)とする。 (開室等) 第3条　略 （指導内容等） 第４条　略 (1)から(6)まで　略 2　通級教室における指導は、個別指導を原則とし、年間の指導時間は、原則として 35 以上 105 以下の単位時間とする。 (職員) 第５条　略 (入室資格) 第６条　通級教室の指導を受けることができる者は、小学校の通常の学級に在籍している児童で、保護者から入室の希望があり、児童の在籍する学校長が入室を適当であると認め、かつ、教育委員会が指導によりその障害の改善又は克服について効果があると認める児童とする。 (入室) 第７条　通級教室への入室を希望する児童の保護者は、学校長に入室を申し出なければならない。 2　入室の申出を受け付けた学校長は、当該児童の入室を適当であると認めたときは、教育委員会へ入室を申し込むものとする。 ３　略 (退室) 第８条　略 (通室方法) 第９条　略 (授業の認定) 第 10 条　通級教室における指導時間は、指導を受けた児童が在籍する学校の特別の教育課程に係る授業とみなす。